

# 弁理士による公証制度の利用

## 平成13年度特許委員会

2001年度の日本弁理士会特許委員会では、日本公証人連合会との交流を行いつつ、弁理士がどのように公証制度に関与し、利用していけばよいのかを研究したので、その成果をここに発表させていただきます。

### 公証制度総論

公証制度は、法的紛争を未然に防止し、法的紛争が発生した場合には、これを早期に軽度なうちに解決することを目的とするものであり、仮に訴訟になったときでも強力な証拠を保全しておくことで、裁判の適正・迅速な処理に貢献するものである（森林総 工業所有権法分野における公証制度の活用(1) パテント 1992 Vol.45 No.11）。

知的財産分野では、当事者は、紛争を予防するために、たとえば発明の帰属、特許等を受ける権利や特許権等の譲渡、実施権の設定・許諾等に関する文書、先使用を証明する文書、共有特許権等の持ち分に関する契約書や改良発明に関する権利の帰属等に関する文書を証拠として保全しておく必要がある。また特許権等の侵害の事実を、後日訴訟等において立証しようとする者は、侵害品の販売等に関する証拠を保全しておく必要がある。こうした知的財産分野における証拠保全に公証制度の活用が考えられる。

#### 1．公証人

公証人は法務大臣により任命された公務員であり各法務局に所属する。公証人には判事、検事、弁護士経験者およびこれに準じた者が任命され、現在全国で約550人、東京では、約100名の公証人が公証人役場で職務を行っている。

公証人役場は全国で約300箇所には設けられている。なお、公証人役場の所在地は、[www.koshonin.gr.jp/address.htm](http://www.koshonin.gr.jp/address.htm) を参照していただきたい。

公証人役場の場所は管轄法務局が指定し、公証人役場には単独公証人役場と合同公証人役場とがあるが、公証人の職務は独任制とされている。

公証人は公証人役場の中で職務を行うことが原則とされるが、公証人役場外でしか行うことのできない事実実験公正証書等の作成は、例外的に公証人役場外で職務を行うことができる（公証人法18条2項、57条）。

公証人が公証人役場外で職務を行う場合には、公証人はその公証人役場を指定した法務局の管轄範囲においてのみ職務を行うことができる。一方、嘱託人が公証人役場に出向いて公正証書作成を嘱託する場合には、嘱託人は自己の住所等にかかわらず、日本全国どこの公証人役場においても、公正証書の作成を嘱託することができる。

#### 2．公証人の職務

公証人の職務はいろいろあるが、知的財産分野における証拠保全等に有用なものとして、契約公正証書の作成、事実実験公正証書の作成、私署証書の認証、確定日付の付与の四つを挙げることができる。

そこで、これらの活用方法について以下に分説する。

#### 契約公正証書について

1．公正証書とは、法律行為および私権に影響を及ぼす事実を記載した文書であって、前者については各種契約に係る公正証書、後者については事実実験公正証書がある。いずれも公務員である公証人が、本人の嘱託に基づき作成した公文書である。したがって公正証書は真正に成立した公文書と推定され（民事訴訟法第228条第2項）、文書の成立に関する当事者の立証義務が軽減される。

公正証書は、法制度上もっとも強い証拠力が認められているものである（後記私署証書の認証よりも証拠力は強力である）から、知的財産分野においても各種の契約公正証書を活用するようになれば、契約内容を明確にし、かつ、証拠保全を図ることができ、ひいては紛争の予防や早期解決に資することができるものである。

また、実施料債権等の金銭債権について、強制執行認諾約款付の契約公正証書を作成しておく、裁判所

の判決を待たずに直ちに強制執行に移行できることが認められている（民事執行法第22条第5号）。金銭債権については、公正証書の執行力により、債権者の迅速な救済が実現されているであり、多くの契約公正証書は、この目的のために作成されている。

なお、法律行為およびこれらに影響を及ぼす事実以外は、公正証書作成の対象とならない。

## 2. 公正証書作成の嘱託

公正証書の作成を嘱託する場合には、以下の準備が必要である。

公正証書作成の嘱託人が個人のときには、嘱託人本人の確認のため、印鑑証明、免許証、パスポート、外国人登録証等を準備する。嘱託人が法人のときには、代表者の確認のため、法人代表者の印鑑証明、資格証明書等を準備する。外国人のときには、外国人登録証明書、パスポート等を準備する。代理人による嘱託のときには、代理人が上記本人の確認と同様の準備を行い、また委任状を準備する。なお無権代理で作成された公正証書は無効である。

## 3. 公正証書の内容の審査

公正証書として作成される文書は、公証人がその内容に法令違反や無効事由がないかをチェックする。もし法令違反等があれば、契約証書の場合は該当部分を削除して公正契約証書を作成する。しかし、法令違反等がない限り、当事者の意思が最大限に尊重されて公正証書等が作成される。

したがって、契約を公正証書にしておくことによって、後日法的問題が生じることを予防することができる。なお作成手続を円滑に進めるために、事前に公証人役場で内容について相談することが望ましい。

## 4. 公正証書作成の手続き・保管期間等

本人または代理人が、実印または認印をもって公証人役場に出向いて作成を嘱託する。作成された公正証書は公証人役場に20年間保管されるので、改ざん・紛失・滅失等の心配がない。なお20年以上保管を希望する場合には、作成時に説明をすることによって、保管期間の延長が可能となる。

原本は役場に保管されるので、当事者には正本、謄本が交付され、必要により当事者はこれらの再交付を受けることができる。また法律上の利害関係者には原本の閲覧が認められる。

## 事実実験公正証書

### 1. 定義

事実実験公正証書は、公証人自らが直接自分の感覚作用によって物体の性状・事物の現象を見聞・体験した内容を公正証書として作成したものである。したがって、公証人が公正証書に記載できるのは自らが見聞・体験した事実の範囲に限られ、見聞・体験しない事実については公正証書に記載することができない。

上記の点で、事実実験公正証書は、民・刑事訴訟法に基づいて作成される検証調書、刑事事件の捜査で作成される実況見分調書と類似する。

なお、「事実実験公正証書」は、法律上の用語ではなく公正実務上の用語として用いられている。その由来は公証人法第35条にある。公証人法第35条には「公証人証書ヲ作成スルニハ其ノ聴取シタル陳述、其ノ目撃シタル状況其ノ他自ラ実験シタル事実ヲ録取シ且其ノ実験ノ方法ヲ記載シテ之ヲ為スコトヲ要ス」と記載されている。

### 2. 趣旨

事実実験公正証書も公正証書の一形態であるから、公正証書と同じ効力、すなわち証明力を有する。したがって、事実実験公正証書は公証人が作成した公文書であり、成立についての証明や疎明が不要（民訴法228条2項）であり、客観的で、かつ、高い証明力を有する。

知的財産の交渉又は訴訟等において、主張する内容を相手方に理解してもらうのに苦労することが多い。このような場合に予め想定される事項について公証人に説明して見聞・体験してもらい事実実験公正証書として作成してもらうことにより、その事実を確実に相手方に主張することができ、無用な争いをなくすことができ、早期に解決に導くことができる。

このため、事実実験公正証書を作成しておくことは、複雑な知的財産紛争における解決機能を果たすことができると共に、予防機能も果たすことができる。

知的財産分野において、事実実験公正証書を用いることが考えられるケースとしては、自己の発明内容を主張する場合、例えば、先使用を主張する場合や、アメリカにおける先発明を主張する場合がある。また、侵害訴訟において相手方のイ号内容を特定する場合や相手方が販売した事実などを証明する場合がある。商標分野においては周知商標や著名商標の証明に用いることも考えられる。

### 3. 手続

#### (1) 手続き場所

原則としては通常の公証手続きと同様に公証役場で行われる。したがって、公証役場に実験設備等を持ち込むことができる場合には、公証役場で行うのが良い。しかし、設備等が大型であったり、固定されており動かすことが出来ない場合や、見聞を行う場所が公証役場外でしか出来ない場合には、例外として公証役場外でも行われる。

公証人には職務執行の区域が定められており、公証役場外で手続きを行うことができるのは所属法務局の範囲に限られている。例えば、東京の公証人が名古屋へ行って事実実験公正証書の作成手続きをすることは出来ない。名古屋でしか設備がなく、そこでしか公証人が体験することが出来ない場合には、仮に本社が東京にある場合でも、名古屋の公証人に依頼する必要がある。

しかし、公証役場へ行って実験を行う場合には、公証人の職務執行の制限はなく、依頼者（嘱託人）は、日本全国どこかの公証役場に行ってもよい。

なお、商標の周知性等を証明するために、東京、大阪、札幌、福岡等の日本の複数箇所であつた商標名が付された商品を販売している事実を事実実験公正証書で作成したい場合、各地域の公証人に依頼する必要があるが、特定の地域について依頼した公証人をお願いすれば他の地域の公証人を紹介していただけることである。例えば、東京について依頼した公証人をお願いすれば他の地域の大阪、札幌、福岡の公証人を紹介していただけることである。しかし、その紹介された公証人への依頼はあくまで本人から依頼する必要があることである。

#### (2) 事実実験公正証書の作成手続き

公証人が、その作成を希望する者の嘱託に基づき、公証役場において、又は公証役場外でしか出来ない場合はその場所において、目的の事項を実際に実験や見聞し、その結果を事実実験公正証書に記載し、その記載の正確なことを嘱託人に確認させ、嘱託人と公証人が署名押印して完成する。原本は公証役場に保管され、正本及び謄本の各1通が嘱託人に渡される。正本及び謄本が紛失等した場合には、再発行はしてもらえない様である。

知的財産の特殊性、特に技術を伴う事実実験の場合には、この分野の専門家である弁理士が、公証人の公正証書の作成手続きに貢献できる機会が多い。すなわち、公証人に公正証書としてまとめてもらう技術的內

容を、嘱託人に代って予め書面にまとめたり、実験内容を口頭で説明したりして公証人の理解を容易にする役割を果たすことができる。このような公正実務において、弁理士は立会人として参加ができると考えられている。尤も、弁理士が報酬を得る目的で事実実験公正証書の作成に関与することが、弁護士法72条などの関係で心配する向きもあるが、問題ないだろうと言われている。知的財産の専門家である弁理士が加わることにより、嘱託人が意図する内容を確実に公証人に伝えることができ、公証人に意図する公正証書を作成してもらうことができる実際の手続の必要性からも、弁理士の参加は積極的に認められるべきと考える。

なお、対象物品（例えば新製品）そのものの存在の証明を希望する場合があるが、このようなことも可能と考えられている。すなわち、昭和43年10月3日の法務省民事局長回答（民事甲3117）は、銀行貸金庫の内蔵品を他の保管場所に移す際の実験公正証書の作成方法に関し、内蔵品を封筒に入れ、これに公証人が封印をなし、証書番号を記載し署名押印することを認めている。この考え方に基づけば、新製品等の対象物品を封書に入れて封印をして、その封書の存在事実を事実実験公正証書に記載しておけばよい。この場合、新製品を入れた封書は公証役場で保管されるのではなく、嘱託人が持ち帰って自身で保管することになるとの事である。実際の公正実務でも行われていると聞いている。

封書等で物品を保管する場合、封印が可能なものであれば、封書等は中身が見える透明のものがよいと考える。問題となった時に間違えて開封することを避けることができる、すなわち、間違えて開封してしまうとその時点でその対象物品の証拠力が消滅してしまうからである。

#### (3) 保管期間

事実実験公正証書の保管期間は作成後20年間である。保管は公証役場の書庫に保存されることにより行われる。なお、知的財産の特殊性から20年以上の保管期間を希望する場合には、保管開始する際に公証人にその必要性を説明して理解が得られれば20年以上の保管も可能の様である。

事実実験公正証書の保管は、上記の様にその原本は公証役場の書庫に保存されて行われるので、紛失や改ざんの心配がない。

#### (4) 手数料

事実実験公正証書の作成手数料は、その作成に要し

た時間によって定められる。すなわちアワーレート(時間制)となっている。アワーレートは1時間当り11,000円となっている(手数料令26)。正確には、手数料は事実実験及びその準備に要した時間と証書作成及びその準備に要した時間とが加算されて算出される。

なお、公証人が公証人役場外へ行った場合には、上記のほか日当、旅費が別に必要になる。

#### 4. 活用できる場面

知的財産分野として事実実験公正証書が活用できる場面を、下記の通り場面分けして考えた。場面として先ず侵害事件の場面を考えた。また、侵害事件の場面としては、権利者サイド(原告側)と対象製品実施者サイド(被告側)に分けて考えた。次に権利取得の場面について考えた。更に、他人の特許取得を排除する場面について考えた。以下、その各場面について列挙する。

なお、各種文献に掲載されていた事実実験公正証書の文例を摘出して後尾に掲載した。そして、各場面の相当する文例を例示して示した。

#### A. 侵害事件の場面

##### A-1. 権利者サイド(原告側)

他社製品(イ号)の内容を証拠保全する場合に活用可能 文例8,9参照

被告製品の販売事実を、訴訟提起前に証拠保全する場合に活用可能

被告の店舗において、囑託人が被告物件を購入するところを、公証人が見聞し、その旨を事実実験公正証書に記載し、また、購入した被告製品についても、封印し、囑託人が保管することで証拠化する。

また、被告の店舗で被告製品を購入し、その定価や値引き額などについて、事実実験公正証書で証拠化する。

被告物件が、いずれの構成要件をも充足する事を主張立証する方法として活用可能

機械の特許のように、外観から、特許権侵害が直接判断できる性質のものの場合、特に有効である。

被告物件を検証物として提出が困難である場合に、これを目的物として、その所在場所で、当該物件の形状、構造、動作説明、作用効果など物件の特定に必要な点について証拠保全する場合に活用可能

被告は、訴訟になると、特許を侵害しない態様に被告製品を変更し、当初からこの様なものを製造販売していたと主張することがあり、この様な主張を封じるのに有効。

##### A-2. 対象製品実施者サイド(被告側)

特許とは別異の自社製品であることを立証するために活用可能 文例10参照

先使用权を立証するために活用可能

文例1,2,3,4,5,6参照

十数年前の製品に当初から一定の機能があったことを立証するために活用可能

文例4参照(秘密保持のために特許出願しなかった案件の先使用权の立証)

機密保持のために特許出願しないノウハウ発明を立証するために活用可能 文例6参照

#### B. 権利取得の場面

##### B-1. アメリカ特許取得の場合

対米先発明の立証のために活用可能

日本で発明をした時期を事実実験公正証書で立証する。 文例2,3,7参照

##### B-2. 新規性の喪失の例外適用を受ける場合

意匠法第4条3項の「証明する書面」として活用可能

インターネット上で意匠を公開した時に、公証人に、実際に、意匠を掲載したホームページにアクセスしてもらい、そこに掲載された意匠を確認してもらい、という事実実験に基づいて公正証書を作成してもらい、意匠法第4条3項の「証明する書面」とする(日本知財協会、資料第288号21頁に記載)。

特許法第30条の要件を立証する方法として活用可能

特許を受ける権利を有する者が試験を行ったとして、試験の状況を事実実験し、公正証書を作成する。

#### C. 他人の特許取得を排除する場面(公知、公用等の証拠化)

発明を実施したことを立証するために活用可能

文例1,2,3参照

新製品発表会で操作の実演等をしたことを立証するために活用可能 文例3参照

当該発明が実施(販売)されていたことを立証する場合に活用可能

販売店で当該実施品を販売しているとして、囑託人がそれを購入するところを、公証人が見聞し、その旨を事実実験公正証書に記載し、また、購入した実施品を封印し、囑託人が保管すること

で証拠化する。

プレス発表の内容を証拠保全する場合に活用可能  
プレスで用いた説明資料の配布を証拠化することで「頒布された刊行物」の主張立証が可能となる。また、実施品を参集者に配布したことをも公正証書に記載しておけば、「公然実施」の主張立証も可能となる。

## 私署証書の認証について

### 1. 私署証書

私署証書とは、私法上の法律行為または私法上の法律行為に関連性のある事実を記載した文書をいい、知的財産権分野では、特許権等の権利に基づく差止請求権、損害賠償請求権等及びこれらの権利の得喪変更の法律行為並びにこれらに影響を及ぼす事実を記載した文書が私署証書に含まれる（森林総 工業所有権法分野における公証制度の活用(5) パテント1993 Vol.46 No.3）。

### 2. 私署証書の必要性

特許侵害訴訟等において、当事者は自己が主張する事実関係を証拠によって立証しなければならない。こうした立証のため、契約公正証書、事実実験公正証書および私署証書の認証がある。

### 3. 私署証書の認証の活用場面

私署証書の認証を活用することで、認証日における書証の存在とその成立について形式的証拠力が付与され、先使用权や公知事実等の立証での役割を期待することができる。たとえばノウハウの保護のために、特許出願等をできない場合において、発明者等の技術者が作成した文書と事業責任者が作成した文書とを作成し、認証を受けておくことで、後日、先使用の立証、若しくは後願特許との差異の立証に資することが期待される。

一方、自己の特許権が侵害された特許権者は、侵害品が販売された事実を証明する文書、たとえば侵害品を購入した際の領収書等、販売の事実を記録した写真等及びパンフレット等の資料について文書を作成し、私署証書に認証を受けておくことができる（森林総 工業所有権法分野における公証制度の活用(5) パテント1993 Vol.46 No.3）。

すなわち防衛的な活用場面と積極的活用場面において、私署証書の認証の活用が考えられる。

### 4. 私署証書の認証の種類および確認の方法

#### (1) 目撃認証、自認認証

目撃認証は、文書の作成者が当該文書に公証人の目

前で署名・押印したという事実を、公証人が証明するものであり、自認認証は、文書作成者が作成文書に自ら署名・押印したことについて、文書作成者が公証人の面前で認めたという事実を証明するものである。

何れも私署証書の署名が本人のものであることを証明するものであるが、これによって当該文書の内容についても、その成立の真正を間接的に証明する効果があり、後日、私署証書の内容について、紛争が生じることを予防できる。なお自認認証については、囑託人は代理人によって自認をなすことができる。

対象となる文書は、前述の先使用や侵害品の購入の事実等に関する文書等が考えられる。

#### (2) 謄本認証

謄本に記載された内容と原本に記載された内容との同一性について、公証人が認証する。謄本認証を受けようとする囑託人は、原本と謄本の両方を公証人役場に持参して認証をうける。謄本認証を受けようとする者は、原本の作成者でなくてもよい。

公証人役場に原本を保管するものでないところから、囑託人が社内に保管している文書・図面等の原本とその謄本の同一性について、認証を得ることができ、多くの活用場面が考えられる。

#### (3) 宣誓認証

宣誓認証制度（宣誓供述書）とは、当事者が公証人の面前において証書の記載が真実であることを宣誓したうえで、証書に署名若しくは捺印し、又は、証書の署名若しくは捺印を自認したときは、それを証書に記載し、私署証書に認証を与える制度であり（公証人法58条の2）、米国等において活用されている宣誓供述書（affidavit）を範としたもので、平成8年の民事訴訟法の改正によって導入されたものである（施行は平成10年1月1日）。

この制度は、本人が署名した文書（陳述書）を認証する制度であり、署名認証の中の特別な制度である。本人が目撃した、あるいは自認した内容を記載した文書について、本人が公証人の面前で宣誓することにより認証を受ける。宣誓認証制度の活用で、簡易かつ正確な証拠保全が可能となる。宣誓認証を受けようとする囑託人は原本を2通作成して公証役場に提出し、手続終了後1通は公証人役場に保管され、他の1通については囑託人が持ち帰る。

なお、宣誓は本人でなければなし得ないところから、代理人によって宣誓認証を受けることはできない。従って、弁理士が本人に代わって宣誓認証を受けるこ

とはできない。

#### 制度の趣旨

訴訟手続等で大いに活用されている陳述書の信用性、正確性を高める方策を講じて、適正、迅速な訴訟手続の進行に役立てること

外国との取引等々に宣誓認証を求められることが多くなっているにもかかわらず、わが国にはその制度がなかったため、その現状を改め、国際的な要請に対応することができるようにすること

民事訴訟の場における利用だけを念頭においたものではなく、例えば特許権の譲渡証書や製品説明書等の書面に公的信用性を付与する制度として、社会的、国際的な取引社会において広く活用されることを企図していること

#### 手続

##### (認証場所)

原則として公証役場で行う。但し、囑託人が病気等で役場に出頭できないような場合は、例外的に公証人の管轄区域内に限り、公証人は、囑託人の所在場所に出張して認証を与えることもできる。

##### (証書)

認証の対象となる証書は私署証書のほか、研究報告書や事実実験報告書と同内容のものでも差し支えない。また、写真や図面を添付してもよく、CD-ROMなどの資料を封筒に詰めて封印し、これを添付してもよい。これにより、証拠の客観性・信用性が確保できる。

囑託人は、書面の記載が真実である旨の宣誓ができる者でなければならないので、単なる使者では適法な宣誓はできない。

また、その囑託は代理人によってすることができない。これは代理人による宣誓では、証書に記載された内容の信用性・信頼性が充分担保されないものと考えられるからである。宣誓は、公証人の面前において、起立して厳粛に行われなければならない、証書の内容が虚偽であることを知って宣誓したときは、過料の制裁(10万円以下)があることを告げなければならない。

##### (手数料)

私署証書の認証の手数料は、公証人手数料規則により、証書作成手数料の10分の5(上限が11,000円、但し、謄本認証は5,000円の定額)と規定されている。但し、宣誓認証の場合は、11,000円の定額であり、また、外国文認証については6,000円が加算される。

#### 活用できる場面〔例示〕

記憶が鮮明なうちにその内容を具体的かつ詳細に記録し、その内容の真実性について、公証人の面前で宣誓の上認証を受けられるということは、この手続を経た証書には高い証明力を付与して良いと考える。そこで、知的財産権の保全との関係を念頭に置きながら、具体的な活用の場面を以下に挙げる。

##### 外国の官公署等に提出する外国語文書の宣誓認証

特許等の譲渡証書に関し、その作成者の意思表示について、その記載が真実であることを当事者が宣誓する場合には、この宣誓認証の手続を利用することができる。

特許関係事実実験公正証書とこの宣誓認証を連動させ、セットで活用する方法

技術内容実験公正証書の作成に際し、当事者の指示説明内容について、宣誓認証を受けた証書として予め保全し、事実実験公正証書と連動させ、これをセットで活用すれば、事実実験公正証書の説明力をより一層高めることに連なり、両者の相互補強により有力な証拠を保全することとなるものと考えられる。

##### 民事保全等の手続の場面での活用

民事保全手続では、疎明の程度が発令される保全命令の担保額に反映されるのが通常である。公証人の面前で宣誓の上認証を受けた証書は、単なる陳述書よりも疎明の程度が高いものと評価されるであろうから、その活用のメリットがある。そして、本案訴訟においても、再度利用することもできるから、迅速な審理に資する結果ともなる。

##### 証拠の保全の場面

裁判所に証拠保全を求める場合には、「あらかじめ証拠調べをしておかなければ、証拠を使用することが困難となる事情がある」との要件が必要である。しかし、宣誓認証にはその要件がなく、幅広く必要に応じて利用できる。

#### 5. 外国文証書の認証

知的所有権に関連する外国文私署証書の認証において、公証人の認証を必要とするものには、公法上では委任状、宣誓書、譲渡証書等があり、私法上では各種契約証書等がある。日本国内では、公証人による認証を受けた文書は公文書の扱いを受ける。

しかし、外国では必ずしも日本国の公文書として扱われるものではなく、公証人による認証後に所属法務局長等の証明手続を経なければ、わが国の公文書と

して扱われない場合があることに注意を要する。

なお、外国文私署証書以外の公正証書をわが国の公文書として、外国裁判所に受理してもらうためには、多くの場合、上記所属法務局長等の手続きに準じて、公証人の署名押印が真正なものであることの証明を求められるため、この証明の要否を事前に確認する必要がある（森林稔 工業所有権法分野における公証制度の活用(6) パテント1993 Vol.46 No.4）。

#### (1) 認証の対象・認証文の正文と訳文

外国文で記載され、日本人が外国文字で署名した私署証書に、公証人は認証を与えることができるが、認証文の正文は和文で作成されなければならない（公証人法第27条）。実務上、外国語翻訳文（英文）に公証人がサインをして添付することが多く、こうした取り扱い慣習として確立されている。このときの認証文の正本については、和文と外国語翻訳文とで2通存在するとはできず、和文のものが正本と解される。また、囑託人の要望により、和文で認証された認証文に外国語翻訳文を貼付契印する取り扱いが可能である。

#### (2) 認証文の具体例

認証には、目撃認証、署名者本人による自認認証および署名者の代理人による自認認証がある（森林稔 工業所有権法分野における公証制度の活用(5) パテント1993 Vol.46 No.3 P.128）。

#### (3) 認証後の手続

外国において、外国文私署証書の認証文が日本国の公文書として扱われるためには、当該外国文私署証書が行使される上記外国の外交官の名で“Legalisation”という証明がされる必要がある。この証明をうけるためには、公証人による認証後に所属法務局長の証明、および外務省係官による法務局長の証明印に対する証明を得て、これらのすべての書類を上記外国の在日領事館に提出する必要がある。

しかし「外国公文書の認証を不要とするヘーグ条約」の加盟国で行使されるものについては、各国在日領事による認証の代わりに外務省で発行する上記証明書を付加することにより、そのまま相手国へ送付できる。

なお、東京都内の各公証役場において認証を受けた場合には、東京法務局に出向くことなく、囑託人は東京法務局長の証明を受けることができる取り扱いがされている。

## 確定日付の活用法について

### 1. 定義

公証人法には、確定日付に関する規定が全く無く、根拠法としては、民法施行法5条2号に「登記所又は公証人役場において私署証書に日付ある印章を押捺したときは、その印章の日付を以て確定日付とする。」と規定されている。

民法施行法5条2号によれば、確定日付の付与は公証役場だけでなく、内容証明郵便又は各種の証明願等に記入された公務所の日付も確定日付となる。

民法施行法（明治31年法律11号）4条は、「証書ハ確定日付アルニ非サレハ第三者ニ対シ其作成ノ日ニ尽キ完全ナル証拠力ヲ有セス」と規定しており、その反面解釈として、確定日付のある証書は、その日付について完全な証明力があることとなる。

### 2. 趣旨

公証制度の1つとしての「確定日付」は、民法施行法（明治31年法律第11号）4条以下の定めるところにより、文書の作成者や所有者などの請求により、公証人役場で私署証書に丸型の年月日入りの公証人役場の印章（朱印）を押捺し、その当日現在当該私署証書が存在していたことを公的に証明する制度である。すなわち、確定日付は、文書作成時期の確定効であり、日付当時に存在した事実の証明である。この証明について第三者に対して完全なる証拠力を有するものであって、第三者はこれと異なる主張はできないものと解される。

確定日付の対象は、署名又は記名押印のある私文書である私署証書（民法施行法5）である。

例）技術開発に関する研究報告書、作業報告書

署名又は記名押印のある私文書として、コピーは不可である。ただし、コピーを添付し書類にすることにより確定日付を貰うことは可能である。

確定日付の対象は文書であるから、文書に当たらないものは対象外である。但し、封筒に入れて添付書類化することにより実質的に確定日付を貰うことは可能である。

例）写真、ビデオテープ、録音テープ、フロッピーディスク、パンフレット等署名又は記名押印を欠く印刷物

工業所有権関係文書については、確定日付で証明できる事項は、その文書が確定日付の年月日に存在していたということだけであって、私署証書の認証の場合のように文書の成立の真正までを証明するものではないが、簡単な手続きで手軽にできるものであり、それ

なりの大きいメリットはある。

### 3. 手続き

(公証役場での申請者の手続き)

確定日付の手続きは、簡単であり、確定日付の押捺を希望する私署証書を公証役場に自ら持参するか、または使者に持参させてこれを提出し、確定日付の押捺を受けた後にこの私署証書を受け取り持ち帰るものである。(提出する書類等)

確定日付を付与できる対象は「私署証書」に限られる(民法施行法6条(明治31年法律11号))が、契約等の法律行為に関する証書に限定されず、研究成果のレポートその他単なる覚書のようなものでも、その存在が何らかの証拠価値があれば付与できる。

確定日付付与の対象物は、作成者の署名か、記名押印がなければならない。これが欠けている文書、空欄部分があるなど未完成・不完全な文書、違法や無効な文書、図面・写真そのもの(写真を添付した写真撮影報告書の形でないと確定日付は付与できない)、文書の写しそのもの(前と同様です)、枚数が多数なのに、それぞれの頁に契印のない文書(袋綴にしてあって、綴じ目に契印がある場合はよいとされています)などでは、確定日付が付与されない場合がある。

確定日付を付与することのできる私署証書の内容は文字その他の記号によって意見、観念又は思想的意味を表示しているものであればよく、また、日本文をもって表示されたものに限らず、外国文であっても差し支えない。

確定日付は、私署証書に限り付与されるから、CD-ROM やフロッピーディスク自体に付与することはできない。そこで、記録媒体を書面にプリントできるものは、そのプリントに日付を記入の上署名し、私署証書化したものに確定日付を付与することができる。そのプリントが一般の文書でなく、数字・記号などを羅列したいいわゆるコンピュータ用語であっても差し支えない。

書面化できない場合又は書面化が相当でない場合には、封印方式が活用されている。その方法は、ソフトウェアの記録媒体である CD-ROM やフロッピーディスクを封筒に入れて開口部を閉じて糊付けした上封印を施し、その封筒の表面に、内容物の表示、日付、作成者の署名をしてこれを私署証書化したものに確定日付を付与する。封印は、作成者の印で行うが、封筒の綴じ目及び封筒紙の継ぎ目に公証人の確定日付印を押捺してもらうこともできる。この措置により、封入された CD-ROM 等は、封印が保たれている限り、その

確定日付表示の年月日に存在していたことが絶対的に証明できる。

確定日付の特殊な形態として、研究データ等を大型封筒に密封したものに付与を求められることがある。公証役場においては、その封筒に署名(又は記名・捺印)と作成の日付、内容物の標目(暗号でもよい)等があれば、私署証書として扱い、封筒の表面及び封の合わせ目に確定日付を押している。

(手続きを行う者)

確定日付の付与の申請者は、文書の保持者であり(合同委員会報告資料2001.11.22)、申請は代理人又は使者によってもすることができる。証書の所持人が何某の代理人又は使者である旨陳述するときは、疑うべき合理的理由がない限り何某の代理人又は使者である旨の陳述は真実と推認して差し支えないから、請求者の資格証明書・印鑑証明書・委任状等の資料提出を必要としないものと解する。

(公証人の手続き)

公証人役場において、確定日付の付与の請求を受けた時は、公証人は確定日付簿に署名者の氏名又はその一人の氏名に外何名と付記したもの及び件名を記載し、請求を受けたその証書に登簿番号を記入し、帳簿及び証書に確定日付印を押捺し、且つその印章をもつて帳簿と証書とに割印をしなければならない(民法施行法6条1項)。なお、証書が数枚に成る場合においては、毎数の綴目又は継目に契印をしなければならない(同条2項)。

(手数料)

現行の手数料は、1件につき700円である(手数料令37)。

### 4. 活用できる場面(例示)

#### 4-1 先使用権の立証

研究データ等を大型封筒に密封したものに付与を求められることがある。この場合の法的効果につき直接の規定はないが、後日裁判の場において、封印された封筒内にある文書などは、その確定日付の日存在していたことの証拠となるから、先使用権の存在等の立証に役立つ。

#### 4-2 発明の新規性喪失の例外規定のための立証

特許を受ける権利を有する者が試験を行ったとして、それが特許出願の6ヵ月前であれば、特許法30条により新規性を喪失しないから、試験を行った日付が重要になる。そこで、右日付の確保が必要であり、そのために、試験の状況を事実実験し、公正証書を作成する。或は、私署証書の認証、確定日付の付与といった手段を用いる。



#### 4-3 公知性の立証

当該パンフレット等が頒布されている様子を写真で撮影した後、撮影した写真を書面に貼って、撮影の場所、日時、撮影者等を記載し、証明文書の形式とし、私署証書として確定日付を取得することで、当該パンフレットがその日に頒布されていたことを立証することができる。

#### 4-4 侵害の事実の立証

特許権者である企業が、自社の特許権を侵害する同業他社の製品の販売の事実並びにこれによる自社の損害の発生の事実及びその額などを主張立証するための証拠の保全の一環として個々の証拠文書（例えば、同業他社の製品を販売している店舗において、これを購入した際に受領した領収書、購入した製品の詳細な写真、さらに販売、宣伝の状況を示す写真、チラシ、パンフレットを個々に添付した説明資料等）について入手又は作成の都度必要と認めるときは確定日付の付与をうけておくのもよい。

#### 4-5 外国に向けての立証

知的財産については、外国で立証を要求する事例が多いと思われるが、この場合には、確定日付では役に立たないことが考えられる。その理由は、米国・EU諸国その他の主要国には、日本のような確定日付の制度が無いため国際性に欠けていることと、確定日付は、日付と公証人名が記載されたスタンプを押すだけであり、公務員である公証人の署名のある文書ではないから、前記のヘーグ条約の適用がないと解され、外国の裁判所・行政庁で真正な文書として扱われない恐れがあるからである。

私署証書の認証又は公正証書の作成であれば、ヘーグ条約により、そのまま国際的に通用することから、上記の方法による証拠化が望ましい。

#### 5. その他

確定日付の特殊な形態として、研究データ等を大型封筒に密封したものに付与を求めることがある。このような封筒は、いったん開くと日付証明の役に立たなくなるから、確定日付を請求するとき、同じ内容のものを2組作り、担当者が交代しても、封印済みの封筒に何が入っているか分かるようにしておかないと役に立たないことがある。

(CD-ROM等を封印方式で私署証書化した場合)どうしても開封する必要があり、且つ封入時からの存在についての証拠保全を損ないたくないときは、後記の

事実実験の一種となるが、その確定日付ある封筒をどこの公証役場でもよいから持参し、公証人の面前で開封の上、在中物がフロッピーディスクであればその防護爪をセットしてダビングし、フロッピーディスク原本の方に改変の無いことを公証人が確認して再封印し、その状況について事実実験公正証書が作成されれば、当初の確定日付日からの存在についての証拠は、維持・保全される。CD-ROMについても、ダビングの際明白な原本防護の方法があって公証人においてその確認が容易であれば、上記フロッピーディスクと同じ措置が執れる。ダビング用の機器を公証役場に持参出来ないときは、公証人がその機器のある事業所に赴いて措置を執ることも可能である。

特許庁の窓口担当者（公務員）が押す日付印は確定日付である。（合同委員会報告資料2001.11.22）

確定日付を受けるための留意点

・文書形態について

完成文書であること。

作成者の署名又は記名押印（法人のときは代表者又は代理人の署名押印）

複数枚のときは、契印（割印）

添付書類があるときは、契印（割印）及び封印

（合同委員会報告資料2001.11.22）

#### 弁理士による公証制度の活用

弁理士は発明等の知的財産権の創設から権利行使にまで係わる唯一の専門家である。

知的財産分野において、発明完成 出願 権利発生 契約の流れの中で公証事務の活用を図ることが、今後弁理士にとっても必要な事項となる。

これまで説明したように、公正証書（公証人が作成する公文書）は、作成後20年保管され、横書き形式も採用されたことより、知的財産権における利用にも適している。また、権利関係が不明確であるという特徴を有する知的財産権に関する契約内容の明確化にも有効である。

事実実験公正証書（公証人が直接見聞・体験した事実を基に作成した公正証書）は、製造過程や販売実態の立証に有効である。

認証、特に宣誓認証（公証人の面前で記載内容が真実であることを宣誓するもの）の活用が有効である。事後に問題となる「公知・公用の立証」や「周知・著名の立証」などでは、宣誓認証の利用が有効である。

また、職務発明において、雇用形態の変化により発

生するであろう発明者との特許権の帰属に関する紛争に有効である。

訴訟における「先使用，先発明の立証」，「均等論の要件立証」，「著名商標の著名性の立証」および「出願時の技術水準の立証」にも有効である。

事実実験公正証書の作成を容易にするため，侵害品の特定および争点の整理は，工場などに出向く前に，技術者（クレームに基づいた説明をしてくれない。）ではなく弁理士が行うことが，公正証書の有効性を高める上で望ましい。現場に出向いて事実実験公正証書を作成する場合には，公証人の管轄の問題があることに留意する必要がある。

金銭債務不履行（実施料の不払いなど）の場合，（執行認諾約款を記載した）公正証書を作成しておくこと，裁判所の判決を待たずに強制執行手続に移ることが可能である。

ビジネスモデル特許との関係で公証利用の相談が多くなっているが，ユーザーフレンドリの立場からの制度面での用意として，私署証書（私文書）で確定日付をもらうことが有効である。宣誓認証の利用も有効と考える。また，電子公証制度（電子私署証書の認証および電子確定日付の付与）に関する法律（商業登記法等の一部を改正する法律）は，平成 14 年 1 月 15 日から実際に施行された。

私書証書では，署名する者は技術者ではなく弁理士でもよいが，書面が複数ある場合には一通に綴じて署名する必要がある。ただし，認証の対象となるのは，「署名者の意志に基づいて作成された真正の文書である」ということであり，「その内容が正しい」ということではない。

共同発明者の一人の名前を誤記した場合にこれを訂正するのは非常に困難であるが，このような場合に，誤記の証拠を添付した宣誓認証が有効と考えるが，証明力の問題であるので，特許庁の意見を聴く必要があると考える。

管轄については，職務管轄である。したがって，東京の公証人は，地方の工場に行き公証業務をすることはできないが，地方の依頼人が東京に必要な書面を持って来れば公証業務をすることができる。よって，原則として，弁理士はその事件の場所を管轄する公証役場で公証を受けることになる。但し，弁理士の所属する特許事務所所在地の公証役場から，管轄役場を紹介してもらうことも可能である。

公証業務に関する相談には，公証人は無料で応じてい

る。なお，相談は電話でも受け付けているので，弁理士が必要に応じて相談してもよいことはもちろんである。

以上のように，知的財産関係において弁理士はその内容を熟知していることから，本人を代理して認証手続きを公証人に囑託することが有益である。弁理士が本人を代理することには何らの制限はなく，すなわち，委任状があれば誰でも代理認証が可能である。但し，宣誓認証はその性質上，本人だけで代理認証はできない。

米国の先発明の立証に関し，発明日から実施日までその努力の立証については先使用の場合と同じように立証すればよいと考える。

インターネット上の情報を電子的に認証する制度の導入については，私署認証が原則であるため困難であり，ダウンロードした情報をプリントアウトしたものに説明文を付けて一体として認証するしかない（「商業登記法等の一部を改正する法律案の概要」を参照）。

マンションの設計図などで著作権について創作日確定のための確定日付を付与する例がある。図面の作成日の立証については，確定日付をもらえばよいが，これは，認証した日を立証するだけであり，過去の図面の作成日を立証するものではないので，できるだけ早く認証を依頼した方がよい。

## 弁理士による公証代理の手続き

### 1. 受任手続き

受任の際に，まず，依頼者の置かれた立場が，どのような事実関係にあるのかをインタビューにより把握する。

その事実関係から，どのような法律問題が生じるのかを解析し，その法律問題を解決するに当たって有効となる証拠方法としてどのようなものが必要かを考えて，どのような公証をうけるのか，公証の種類（各種契約公正証書，事実実験公正証書，認証，確定日付）を決定する。

例えば，先使用権を立証するために，技術開発に関する研究報告書を私署証書として作成し，確定日付をもらうのかなどである。

ここでは，囑託人（依頼者）から委任状をもらっておく。

### 2. 必要な資料等を収集・作成

a) 代理人であることを証明する証明書

b) 公証の対象となる資料等の用意

特許権についての通常実施権の許諾契約やノウハウの供与契約を公証により作成する場合，その契約内容を予め準備。

確定日付を得る場合、対象となる文書、図面、ビデオ、CD-ROM等を準備する。

文書は完成文書とし、作成者の署名又は記名押印(法人のときは代表者)をし、さらに代理人の署名押印をする。複数枚のとき契印(割り印)をし、添付書類(物)があるとき契印(割り印)をして封印する。文書に当たらないものは確定日付不可のため、封筒に入れて添付書類化する。

私署証書の認証は、署名がある文書・法律関係に関わる文書において、既に署名している文書を自認する自認認証を弁理士が行う場合、署名済みの当該文書を依頼人から預る。謄本認証を行う場合は、当該謄本を用意する。

#### 事実実験公正証書

この場合、どのような事実実験を行うのかを決定し、その実験ストーリーを予め考える。

・先使用の事実・新規性の欠如

例)・プレス発表実験公正証書 発明の実施、公知の証明

この場合、どのような内容の発明が存在し、それがどのような形で発表されるのか等を決定する

・インターネットのホームページを検索し、その検索時に対象となる情報が、そのホームページに掲載されていることを事実実験公正証書として残す。予め、そのホームページの情報への検索手順を決め、公証人立ち会いの下スムーズに検索が行われるようにしておく。また、検索結果をプリントできるようにしておき、その結果を証拠として残しておく。

・CD-ROMの製造指示書及び当該製品の封入保管に関する事実実験公正証書の作成(文例12参照)(公証人 舟橋定之先生作成)

・被告物件の特定とこれによる侵害

例)・販売状況と製品の形態作用等に関する事実実験公正証書

いつ、どこで、どのような被告物件が、どのような形態で販売されていたか等を明確にできるようにする。

・ノウハウの特定

例)・技術内容実験公正証書

公証人に対し、どのようなノウハウが存在するのかを説明でき、その実施内容を明確に説明でき、かつ、技術内容を特定した文書を作成しておく。

文例 ノウハウの使用及び競業回避義務に関する契約公正証書(文例13参照)(公証人 舟橋定之先生作成)

・周知性・著名性の立証

例)・商標・不正競争防止法などで商標等の周知・著名性をアンケートで立証する。

アンケート形式を決め、所定時間、所定の場所に公証人立ち会いの下で、無作為に選択した通行人に、アンケートをして、商標等の周知性を確かめ、事実実験公正証書として残す。

3. 公証人役場で公証を受ける。あるいは、公証人とともに事実実験公正証書作成のために実験現場に出向く。

#### 最後に

以上、公証制度を弁理士が活用することを想定した研究成果をご紹介しましたが、公証制度を上手に活用することで、紛争の未然防止、あるいは、早期解決等に役立つものと思われまます。弁理士の皆様が公証制度を益々活用し、知的財産権保護の一翼を担うことを望みます。

また、種々の資料提供、講演会の開催等を行っていただいた、公証人の舟橋定之先生、時岡泰先生、渡邊剛男先生、鈴木康之先生等、日本公証人連合会の皆様に感謝申し上げます。

#### 【添付書類】

事実実験公正証書の文例1から12

契約公正証書の文例13

公正証書作成手続きと主な必要書類

#### 【参照文献等】

1. 日本公証人連合会ホームページ
2. 日本公証人連合会発行「公証制度公証役場のしおり」
3. 「公正実務」(第二版)
4. 雑誌「パテント」1992年 Vol.45 No.12 公証人森林稔著「工業所有権法分野における公証制度の活用(2)」
5. 雑誌「パテント」1993年 Vol.46 No.1 公証人森林稔著「工業所有権法分野における公証制度の活用(3)」
6. 雑誌「パテント」1996年 Vol.49 No.5 公証人棚町祥吉著「知的財産の証拠保全と弁理士の役割」
7. 雑誌「パテント」1998年 Vol.51 No.5 公証人棚町祥吉著「知的財産の証拠保全実務上の諸問題 特にソフトウェア関連発明等の証拠保全と新設の宣誓認証制度を中心に - 」
8. 雑誌「パテント」1999年 Vol.52 No.5 公証人棚町祥吉著「公知公用性等の立証に関する諸問題 最高裁ボールスライン判決が投げた波紋 - 」
9. 論叢 公証122号 公証人古畑恒雄著(京橋公証役場)「事実実験公正証書のすすめ」
10. 論叢 公証128号 判事補岡口基一著「知的財産事件と公証実務」
11. 日本知財協会、資料第288号「新規性喪失例外適用の意匠出願マニュアル」
12. 日本公証人連合会との意見交換会(平成12年11月29日:

於、日本弁理士会) 議事録

13. 論叢 公証 129号 公証人舟橋定之著(立川公証役場)  
「公証実務からみた知的財産権をめぐる争い」

担当: 公証制度総論,

契約公正証書及び私署証書について	山中 純一
事実実験公正証書	福田 鉄男
確定日付の活用法について	福原 淑弘

### 事実実験公正証書の文例 No.1

出典: 単行本「公証実務」(第二版) 93~96頁

文例の内容: 発明の実施等を証明する

発明の実施等に関する事実実験公正証書

本職は、株式会社 (以下嘱託人会社という) の嘱託に基づき、平成 年 月 日、後記の IC カード「A」が、同日、業界紙関係者ら報道関係者に対する嘱託人会社の発表時において業界紙関係者らに配布されたことにより公知となった事実及び嘱託人会社において同 IC カードを将来に向けて保管することについて、その現場に立ち会い、目撃した事実を録取してこの証書を作成する。

嘱託の趣旨

嘱託人会社は、このほど IC カードの新製品として「A」を開発製造し、平成 年 月 日に業界紙関係者らに対し発表し、業界紙関係者らに同 IC カードを配布する予定であるが、「A」の製造技術等に関し、将来、特許法上の問題が生じた際、嘱託人会社において当該製造技術等につき、それは「公知の発明」又は「公然実施されている発明」であつて、先使用による通常実施権があることを主張し、これを証明する必要が生ずる場合のあることが予想される。そこで、嘱託人会社は、将来における各主張を証明する確実な資料として、前記業界紙関係者らに配布する「A」と同一品種の IC カードを保管することとしたので、公証人において、嘱託人会社による業界紙関係者への「A」の配布の事実を現認し、かつ嘱託人会社が保管する「A」につきそれが業界紙関係者らに配布した「A」と同一性があることの証明に必要な措置をとり、その結果を公証証書にされたい。

事実実験の状況

本職は、平成 年 月 日 時ころ、東京都 区 丁目 番 号所在の において、嘱託人会社の社員 を本事実実験の立会人に指定し、同立会人とともに同建物3階に設けられた報道関係者発表の会場に入室した。同会場には、約80人分のテ-

ブル付き椅子が配置され、各テーブル上に配布用「A」が2個ずつ置いてあったので、当職が同立会人の面前でその中から3個を無作為に抽出し、これを保管用に充てることとし、当職が保持した。

式 同日 時ころ、別紙名刺集コピーに表示された業界紙関係者48名を含む報道関係者等約80名が同会場に参集し、嘱託人会社から参集者に対し各テーブル上に置かれていた「A」各2個ずつが配布されるとともに、別紙2から別紙6までの「A」に関する説明資料を入れた大型封筒が配布された。

参 次いで参集者に対し、嘱託人会社広報室長の司会のもと、同会社営業本部の 部長が「A」につき営業説明を行い、次に、同会社電子技術本部の 部長が「A」につき技術的説明を行った。両説明の内容は、別紙2から別紙6までの配布資料に詳しく記載された説明書、説明図等を要約したものであり、これらと対比すると、説明は理解しやすいものであり、説明は約 分間で終了した。

四 同日 時ころ、当職は、立会人 とともに、同会場隣の控室に入り、当職がさきは無作為に抽出して嘱託人会社から受領し保持中の「A」3個を大型の茶色クラフト紙製の封筒に納め、「A」の将来における同一性の証明に備え、日付を「平成 年 月 日」と記入し、当職の職印を押捺した40ミリ×50ミリ大の和紙を封印紙として用い、まず、封筒の口を糊付け閉鎖した上、その閉じ口及び封筒紙の接合部に上記封紙を糊ではりつけ、その封印紙の磨耗防止を兼ねて、同封印紙を覆うため、その上に幅50ミリのセロハンテープを十文字状に巻きつけた。これにより、糊付けの封印紙を破損しない限り、封筒内にある「A」を取り出すことは不可能な状態となった。嘱託人会社は、当職が封印した状態のままの「A」を保管するものである。

### 事実実験公正証書の文例 No.2

全文は、膨大なものとなるので、要点だけを略記する。

出典: 雑誌「パテント」1998年 Vol.51 No.5 5~14頁  
公証人 棚町祥吉著「知的財産の証拠保全実務上の諸問題 - 特にソフトウェア関連発明等の証拠保全と新設の宣誓認証制度を中心に - 」

文例の内容: ソフトウェア関連発明の実施等を証明する

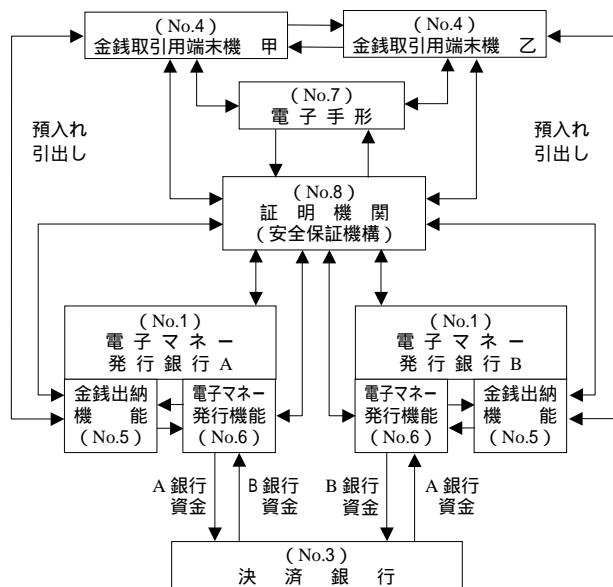
1. 嘱託の趣旨

A 財務研究所においては、電子マネーシステムを發

明したがその発明内容について 証拠を保全したいので、公証人において、そのシステムの現物及びその操作、作動の状況をつぶさに検分し、これについて、事実実験公正証書を作成されたい。

## 2. 立会人の事前説明の要旨

### 本システムの目的及び本システムの概要



#### (1) 電子マネー発行銀行（以下「発行銀行」という）の電子マネー発行機能

預金その他の信用に裏付けされた電子マネー、電子手形等を加入者に対して発行するための電子マネー機能である。その電子マネーは信用力があり、通常の現金との交換が可能である。

#### (2) 発行銀行の出納機能

個人加入者等が端末取引機能装置を用いて発行銀行の出納機能にアクセスできるように機能する。

#### (3) 決済銀行（クリアリング・バンク）

異なった発行銀行の電子マネー勘定を清算するための銀行である。

#### (4) 複数の端末取引機能

加入者により電子マネーを預入れ、関連銀行のオンラインシステムにより金銭取引を実行し、又は電子マネーを他の同様な端末取引機能を介し、オンライン処理において交換する機能がある。この機能により、加入者間、金融機関相互間、及び加入者と金融機関との間における通貨及び手形等の経済的価値を確実に移転する方法が確立される。また、加入者間、加入者と商業組織との間及び商業組織相互間において、金銭の移転をリアルタイムで信頼性を保ちつつ確実に実行出来るような利用者親展型電子支払方式を構築する。

#### (5) 預金機能

データ処理及びデータ通信システムと一体化した電子マネー及び電子手形の経済的価値の預金及びその引出し方式を確立するものである。

#### (6) 安全保証機能

これは、システムの安全保証を維持するとともにシステム内での偽造及び不正行為を検出するための機能である。電子マネー発行機能及び金銭出納機能は、不正防止コンピュータ・ハードウェア及びアプリケーションソフトウェア機構の組合わせにより達成され、これらは、ネットワーク上で一括作動する。情報は、秘密の形態で伝達され、無権限の調査行為から保護される。電子マネーは、信頼すべきデジタル署名により、偽造・変造から保護されて伝達される。電子マネー、電子手形等が再使用、複写、偽造等される危険がなく、交換と移転が可能で、かつ、償還が可能な、経済的為替媒体を確立するものである。

## 3. 事実実験の状況

(1) 平成10年 月 日午前 時 A 財務研究所 1 階大広間の事実実験場において、立会人甲野太郎の指揮の下に、丙野三郎他 2 名が補助し、事実実験が開始された。

(2) 配置されていた機器類につき、立会人の説明を受けながら検分したが、図面の通りであることを確認した。

その要点は、本来は、遠隔地間の加入者用金銭取引端末機能と金融機関の電子機器が回線で結ばれているべきものを、実験のため一堂に集めて短い回線で結んだものであるが、理論上これらの機能は、遠隔地間のものと同一と推定される。

機器は、発行銀行 A (No.1) 及び発行銀行 B (No.1) にそれぞれ、金銭出納機能 (No.5) 及び電子マネー発行機能 (No.6) が設置されており、決済銀行 (No.3)、証明機関 (No.8)、加入者用金銭取引端末機能・甲 (No.4) 及び加入者用金銭取引端末機能・乙 (No.4) が設置されており、以上の各機能が説明図面の通りデジタル回線で相互に接続されていた。

(3) 本職の指示の下に、本事実実験の状況を立会人の補助者丙野三郎がカメラを使用して撮影し、丁野四郎が VTR カメラを使用して録画・録音することとした。

(4) 立会人において、加入者甲が、取引機能を有する端末機器（以下「取引用端末機」という）を用いて、A 発行銀行（以下「A 銀行」という）の甲名義の預金口座から、金 300 万円を引き出す旨の想定の下に、次の各手順を履み、そのつど公証人が各ステップの状況を

- ディスプレイその他の方法で現認し、これを記録した。
- A 甲が取引用端末機を介して、預金引出しを行うべき銀行口座と引出し額を選択するステップ
- B 甲の取引用端末機が A 銀行の出納機能との間で、第 1 の暗号保証セッションを確立するステップ
- C 甲の取引用端末機が第 1 の暗号保証セッションを介して A 銀行の出納機能に対し引出し要求及び預金現在高情報回答の要求をするステップ
- D 上記情報を甲がチェックするステップ
- E A 銀行の出納機能が同銀行の電子マネー発行機能との間で第 2 の暗号保証セッションを確立するステップ
- F 前記出納機能が第 2 の暗号保証セッションを介して前記電子マネー発行機能に対し甲が引出しを求める金額の電子マネー発行の要求を送るステップ
- G 前記電子マネー発行機能が前記要求された金額を前記オンライン会計システムにおいて、電子マネー発行機能に貸方記入するステップ
- H 前記オンライン会計システムにおいて、前記銀行口座に前記引出し額を記入するステップ
- I 前記電子マネー発行機能が、前記要求された引出金額の電子マネーを発行させるステップ
- J 前記第 2 の暗号保証セッションを介して前記電子マネーを前記出納機能に移転するステップ
- K 前記第 1 の暗号保証セッションを介して前記電子マネーを前記出納機能から甲の取引用端末機に移転するステップ
- (5) 次いで、同システムを使用しての(一)甲の預入れ、(二)甲の電子手形の発行及びその手形の乙への交付・これによる乙との代金決済、(三)証明機関の安全保証機能(システム内での偽造及び不正行為の検出機能)の作動状況につき、それぞれシミュレーションを設定し、前記(4)同様に各手順を履み、そのつど公証人が各ステップの状況をディスプレイその他の方法で現認し、これを記録したが、その記載は、省略する。
- (6) 上記各ステップの記録並びに事実実験の状況を撮影した写真のプリント及び録画・録音した VTR テープを、公正証書と一体をなすものとして、末尾に添付する。

### 事実実験公正証書の文例 No.3

出典：雑誌「特許」1999年 Vol.52 No.5 3～9頁  
公証人 棚町祥吉著「公知・公用性等の立証に関する諸問題 - 最高裁ボールスプレー判決が投げかけた波紋 - 」

文例の内容：新製品発表会で操作の実演等をしたときの証拠保全

#### (一) 趣旨等

甲会社においては、このほど小型の超純水プラントを開発し、試作の段階に至ったが、このほど甲会社の創立百年記念のフェスティバルを ホールで開催するに当たり、小型超純水プラントを公開し、実演するので、当該プラントに含まれている新技術につき、これが対米国の関係では「先発明であること」、対国内の関係では「公知の発明であること」、「公然実施されている発明であること」、若しくは「先使用による通常実施権の存すること」を証拠保全するため、弁理士乙野二郎が実演主任となり、以下の実験記録を作成する。

#### (二) 実演の状況

(1) 平成 11 年 2 月 12 日午後 1 時 30 分頃、ホールにおいて甲会社の創立百年記念フェスティバルが開催されていて、何人も自由に入場できるようになっていた。当実演主任は、社員丙野三郎をこの実演の立会人に指定した。同ホールの中央部に、小型超純水プラントが展示され、合計 11 枚の説明用パネルが掲示されていた。その内容は別添写真(省略)のとおりである。

(2) 小型超純水プラントは、機種名が DEF-L シリーズ 800 であり、以下これを「プラント」と略称する。その全体は、前記表示のパネルのとおりである。プラントは 2 系統に分かれ、A 系統は、前処理システム(凝集槽、浮上槽、二層濾過機)、第一次純水システム(多床イオン交換装置、脱気塔、RO 装置)、サブシステム(デミネーター、外圧 UF 装置)である。

B 系統は、前処理システム(UF 濾過装置)、第一次純水システム(ツインセップ RO 装置、脱気塔、一次デミネーター)、サブシステム(デミネーター、外圧 UF 装置)である。

原料水及び製造された超純水を検査する機器としてオンライン型純水用パーティクルカウンター 純水用高感度抵抗率計 薬液用パーティクルカウンター コロニーカウンター 走査型電子顕微鏡が配置されている。

(3) 同日午後 1 時 50 分から、コンパニオン丁野花子がマイクを使用し、一般入場者約 90 人の前で一般的な説明を開始した。その内容は、前記のパネル図 ~ 記載の説明と同趣旨であった(実演記録書には、ナレーション全文を録取)。次いで、甲会社社員数名によるデモンストレーションが開催された。展示機器は、すべてガラスで囲まれたクリーンルーム内にあった。

まず、原水として A 系統には水道水が、B 系統には井戸水が使用されることとなり、前記の各検査機器で水質の検査が行われた。次いで、A 系統及び B 系統の機器がそれぞれ作動し、約 7 分 30 秒後に超純水が各サブシステムから流出し始め、これらにつき各検査結果は、プラントの全面に設けられたデジタルの表示板に液晶文字によって表示されたが、その数値は別添の表（省略）のとおりである。

(4) 次いで甲会社の社員が、A 系統、B 系統別に、検査終了の超純水を特設の装置により、ステンレス製の 200cc 入り容器に入れてその装置を用いて密栓し、それぞれに A 系統、B 系統の表示をした上、それらを紙箱に納めてクリーンルーム外にいた立会人丙野三郎に手渡した。

(5) この間、立会人は、当実演主任の指示のもとに、その前でデモンストレーションの全状況をデジタル VTR カメラで録画、録音した。

(6) 同日午後 2 時 10 分にデモンストレーションが終了した。当実演主任は、立会人と共に同会場横の控室に入り、立会人は、前記プラントの設計図面合計 24 葉及び各検査機器についての使用説明書等合計 20 通を大型封筒に収納して開口部をのりづけして閉鎖し、立会人の印章をもって封印を実施した。次いで、立会人は、ビデオカメラに接続された液晶モニターで VTR テープを再生し、当実演主任がこれを確認したのち、同ビデオカメラから VTR テープを取り出し封筒に入れて前同様封印した。

#### 事実実験公正証書の文例 No.4

出典：雑誌「特許」1996年 Vol.49 No.5 14～24頁

公証人 棚町祥吉著「知的財産の証拠保全と弁理士の役割」

文例の内容：十数年前の製品に当初から一定の機能が  
あったことの立証

##### (一) 甲株式会社からの囑託の趣旨

甲株式会社においては、昭和 59 年 1 月に製造販売したアルファマックス式 88 型 VTR に当初から「自動頭出し」装置が設置されていたことを証明するため、乙商店から同 VTR を下取りし、これを操作した上保存することとしたので、これらの事実につき、公正証書を作成されたい。

##### (二) 事実実験の状況

(A) 公証人が甲株式会社の代理人弁理士丙野三郎

を立会人に指定し、立会人と乙商店に赴き同所で 88 型 VTR 一台の引渡しを受けた。これを直ちに甲株式会社  
の 研究所に搬入し、立会人が同社の社員を補助者として、88 型の点検・操作を行った。

(B) 立会人は「88 型には自動頭出し機能があり、1 本のカセットテープに数個の番組を録画してあるときは、自動頭出し装置を使って簡単に見たい番組の頭出しができる。88 型は、録画を開始するとき、デッキの表示窓に約 10 秒間「頭出し」という文字が点滅する。この時テープに頭出しの信号が記録される。自動頭出し装置は、この信号を検出して作動する。頭出しの方法は 2 種類あり、その 1 は、テープの最初から何番目の番組を指定して探す。その 2 は、現在見ている番号のいくつ前又はいくつ後かを指定して探す。」と説明した。

(C) 88 型の正面左下部に「INDEX」のボタンがあり、中央上部に「頭出し」の表示窓があった。ボタンを押すと、順次 1, 2, 3～9, 0 の各数字が表示された。次いで 88 型にアンテナ及びテレビが接続されて録画・録音及び再生ができる状態になり、未使用の 120 分用テープがセットされ、VHF の 1, 3, 4, 6, 8, 10, 12, 13 の各チャンネルを約 3 分間ずつ中断させながら合計 9 回録画した。録画開始の都度前記表示窓の「頭出し」の文字が約 10 秒間点滅した。

(D) 次いで、テープを全部巻戻し、録画ずみの部分を全部再生した。約 3 分ごとの中断部分でシーンが急変するので、区分を認識することができた。この各シーンを順次 A, B, C, D, E, F, G, H, I シーンとする。

前記その 1 の方式で、巻戻しずみのテープにつき INDEX ボタンを 5 回押すと「5」の表示が出た。次いで再生 (PLAY) のボタンを押すと、テープが早送りされ、これが停止してから前記 E シーンの再生が始まった。以下同様に INDEX を 3 にすると C シーンが、8 にすると H シーンが再生された。

その 2 の方式で、まず E のシーン中に停止させ、INDEX を 2 にして、巻戻し (REW) ボタンを押すとテープは高速で巻戻され一旦停止して後 C シーン (E より 2 つ手前) の録画が再生された。次いで、C シーン中に停止させ、INDEX を 4 にして早送り (FF) ボタンを押すとテープは高速で早送りされて一旦停止後 G シーン (C より 4 つ先) の録画が再生された。

以上により、頭出しの機能が正常であることが明らかとなった。

(E) 次いで、88 型の外景の点検及びビスで固定されて

いた外箱を開いての機器内部の点検が行われ、詳細な写真撮影及びビデオカメラによる録画・録音が行われた。88型の外景及び機器内部に改造の行われたような痕跡が見当たらなかった。

(F) 立会人が、点検終了後の88型に所要の封印を施した。

### 事実実験公正証書の文例 No.5

出典：雑誌「パテント」1992年 Vol.45 No.12 21～27頁  
公証人 森林稔著「工業所有権法分野における公証制度の活用(2)」

文例の内容：先使用权の立証(バイオテクノロジー分野)  
平成 年 第 号  
事実実験公正証書

本公証人は、囑託人甲株式会社の囑託により、平成 年 月 日、当職役場において、「……の人工栽培法」に関し、当職が実験した事実等を記録してこの証書を作成する。

#### 第壹 囑託の趣旨

囑託人会社は、自社のバイオ研究開発室において研究の結果、「……の人工栽培法に関する新技術」を発明したが、公開を避けてこれにつき特許出願することなく、発明を秘匿したまま実施し、この発明方法を用いて製造した……を販売しているものである。しかし、将来他人がこの発明方法につき特許権を取得することのある場合に備え、これに対する先使用权確保のため、その証拠の保全をする必要がある。

そこで、囑託人会社工場内で上記発明方法を用いて栽培した……の製造工程をビデオカメラで撮影し、ビデオ録画テープ2本(内容同一のもの)を作成したが、これを実見のうえ、その保管につき必要な措置を講じ、且つここに同工場内より搬出し持参した栽培容器の

に発生した生育栽培過程にある 個の……の各現状を現認し、その実験結果を公正証書にされたい。

この事実実験による公正証書は、先刻囑託人会社バイオ研究開発室長乙が私署証書の認証を囑託した「……の人工栽培法に関する発明方法実施状況報告書」並びに囑託人会社取締役業務部長丙が同様に認証を囑託した「……の発明方法により栽培された……の生産販売に関する営業報告書」の内容の一部裏付けるものであり、これらと相俟って将来上記先使用权の主張のための証拠となるものである。

#### 第貳 事実実験の結果

#### 1 ビデオ録画テープの見分と封印

当職は、当職役場内において、平成 年 月 日 午後 時 分から囑託人会社代理人弁護士弁理士衛藤彰が持参したビデオ録画テープ2巻をビデオ機並びにテレビ受像機を用いて再生し実見した。

このテープ2巻は、撮影内容は同一であり、その撮影対象は囑託人会社栽培工場内外の状況並びに同工場内で栽培生育中の……の全生産工程であり、22場面の構成からなっている。(内容省略)

この録画テープ2巻の再生実見にはいずれも 分 秒を要した。

立会人囑託人会社バイオ研究開発室長乙の指示説明立会人乙は右録画テープの再生実見にあたり、その撮影対象について、各場面につき次のとおり指示説明した。(内容省略)

当職は、同日午後 時 分頃から再生見分を終えた上記録画テープをそれぞれ角型2号 KP クラフト封筒(240mm×332mm)各1枚に別々に納めた。次いで、当職は、各封筒を二つ折りにした後それぞれ開口部を糊付けして閉鎖し、将来における同一性の証明に備え、日付を「平成 年 月 日」とした当職の確定日付印(直径30mm大の特別様式の丸印)を押捺した50mm×50mm大の和紙各5枚を封印紙として用い、各封筒接合部並びに二つ折りにより封筒の重なった部分上下に糊付けして封印を施し、さらに封筒接合部上の各3枚の封印紙と封筒紙上にまたがって各8個の当職の職印(18mm×18mm大の角印)を契印として押捺した。

その状況は写真 のとおりであるからこれを本証書末尾に添付する。これにより両封筒とも糊付けの封印紙を破損するか封筒を破損しない限り、封筒内にある上記各ビデオ録画テープを取り出すことはいずれも不可能となった。

囑託人会社は、当職が封印したままの上記各ビデオ録画テープを当職から返還をうけ、同会社保管庫において秘密裡に厳重に保管することとなるものである。

#### 2 栽培容器内で栽培中の……の実験

当職は、その後同日午後 時 分頃から当職役場内で、囑託人会社代理人弁護士弁理士衛藤彰の持参した栽培容器 個内で栽培中の……の各状況を実験した。さらに同人の持参した×××の状況を実験した。

立会人乙の指示説明(内容省略)

実験の結果

前記の各実験の対象物の状況は写真 ないし のと



おりであるから、これらを本証書末尾に添付する。

(内容省略)

以上により同日午後 時 分本事実実験を終了した。

本旨外事項(省略)

### 事実実験公正証書の文例 No.6

出典：雑誌「パテント」1992年 Vol.45 No.12 21～27頁  
公証人 森林稔著「工業所有権法分野における公証制度の活用(2)」

文例の内容：機密保持のために特許出願しないノウハウ発明の立証(先使用権の立証、公知・公用の立証)(携帯電話技術)

平成 年 第 号

#### 事実実験公正証書

本公証人は、××株式会社の囑託により、平成 年 月 日、後記の携帯電話機がすでに市販されている事実及び囑託人会社がこの携帯電話機を市販先から購入し、将来に向けて保管することに関し、本職が経験した事実等を記録してこの証書を作成する。

#### 壹 囑託の趣旨

囑託人会社は、このほど携帯電話機の新製品として、「スペースウォーカー(SPACEWALKY)」(以下単に「ウォーカー」という)を開発製造し、その販売を開始したが、「ウォーカー」の製造技術等に関し、将来特許法上の問題が生じ、囑託人会社において、当該製造技術等につき、それは「公知の発明」又は「公然実施されている発明」である旨、若しくは「先使用による通常実施権を有する」旨主張し、これを証明する必要の生ずる場合がある。そこで囑託人会社は、上記の場合に対処するため、将来における上記各主張を証明する確実な資料として「ウォーカー」1台を市販先から購入し、これを保管することとしたので、公証人において、囑託人会社による上記購入の事実を現認し、かつ、保管する「ウォーカー」につき、その将来における同一性の証明に必要な措置を講じ、その結果を公正証書にされたいというにある。

#### 貳 事実実験の状況

平成 年 月 日午後 時 分ころ、囑託人会社の社員甲野太郎・同乙野次郎が本職役場を訪れ、上記甲野太郎が囑託人会社の代理人として、本件囑託をした。本職は、上記甲野太郎を本事実実験の立会人と定め、直ちに上記乙野社員とともに、市 町

番地所在 デパート1階にある「デンキ」店に赴いた。

前記乙野社員が、同店において販売中の「ウォーカー」の中から1台を、囑託人会社名をもって、代価 万2,000円也で、代金後払いの方法にて購入した。なおメーカー希望小売価格は、 万5,000円と表示されていた。

本職らは、直ちに、上記購入「ウォーカー」を携え本職役場に戻った。

本職役場に到着したのは、同日午後 時 分ころであった。「ウォーカー」は、 ミリ× ミリ× ミリの組立式紙箱に納められており、 ミリ× ミリ大の二面をそれぞれ上面、底面とし、上面の前部側端に差し込み式の開閉部があり、底面の中央部に折り込み重ね合せ式の開閉部がある。紙箱内には、ビニールの防震紙に包まれた「ウォーカー」の本体のほか、使用説明書、品質保証書が存する。上記内容のうち、 だけを取り除き、「ウォーカー」等を元どおり納めたうえ、紙箱を閉じた。

次いで、本職は、「ウォーカー」の将来における同一性の証明にそなえ、日付を「平成 年 月 日」とした本職の確定日付印を押捺した40ミリ×45ミリ大の和紙を封印紙として用い、上記紙箱に封印を施すこととなる。

まず、紙箱の上面前部側端の開閉部の中央部位と底面中央開閉部の中心部附近を上記封印紙1枚ずつを糊を用いて接着し、更に糊付けの封印紙の磨耗防止を兼ねて、上記各封印紙を覆うため、その上に幅50ミリのセロテープを十字に巻き付けた。これにより、糊付けの封印紙を破損しない限り紙箱内に在る「ウォーカー」を取り出すことは不可能となった。

囑託人会社は、本職が上記のように封印した状態のまま「ウォーカー」を保管するものである。「ウォーカー」の本体に刻された番号は「No.9876543」であることを確認済みである。

以上により本事実実験を終了した。

本旨外要件(以下略)

### 事実実験公正証書の文例 No.7

出典：雑誌「パテント」1996年 Vol.49 No.5 14～24頁  
公証人 棚町祥吉著「知的財産の証拠保全と弁理士の役割」

文例の内容：対米先発明の立証

(1) 嘱託の趣旨

甲株式会社は、同社が保有している技術に関する資料を、特許法令等に関する紛争に備え、証明資料として証拠保全を行う必要があるため、公証人において、所要の措置をとり、その結果を公正証書にされたい。

(2) 事実実験の状況

(一) 平成8年2月14日午後3時ころ、甲株式会社の代理人弁理士乙野次郎及び同社社員丙野三郎が本職役場を来訪し、乙野が同社の代理人として本件嘱託をした。本職は、乙野を本事実実験の立会人に指定した。

(二) 同日午後3時20分ころから、立会人及び丙野が、持参した技術資料20冊組みのもの2セットを2個の同一サイズの段ボール箱に1セットずつ収納した。その技術資料は、別紙「プラズマ化学気相成長法による気相プロセス診断法に関する甲株式会社の保有技術資料」と題するリストのとおりであって、その整理番号からまでに表示してあるタイトルが資料の各冊の表紙にそれぞれ記載されていることを本職が確認した。

(三) 次いで、立会人が「平成8年2月14日 乙野次郎」と署名捺印した50ミリ角の多数の紙片を用いて封印を実施することとなる。

まず、立会人らは、前記収納の終わった各段ボール箱の各蓋を閉じ、その閉じ目をガムテープで断片的に固定した。次に立会人が各段ボール箱の各開口部の閉じ目で前記ガムテープのはらわれていない部分及び段ボール紙の接合部に前記封印紙を糊ではりつけ封印を実施した。

立会人による各封印の完了後、本職はその事実を明らかにするため「平成8年2月14日 公証人××××」と署名した上本職の職員を押捺した約50ミリ角の多数の紙片に糊をつけ、前記立会人の各封印の横にそれぞれはりつけた。更に立会人の封印紙及び本職の紙片を防護するため、これらを覆うようにして、幅50ミリのセロテープをはりつけた。この措置により、封印紙を破損させない限り、封入した技術資料を取り出すことは不可能になった。

(四) 前記各段ボール箱と公正証書との間を契印するため 補助用紙の一端を段ボール箱にはりつけた上、そのはりつけ部と段ボール箱を職印で契印し、更にその用紙の他の一端と本公正証書を契印した。

(五) 各段ボール箱は、甲株式会社において保管するものである。

別紙 プラズマ化学気相成長法における気相プロセス診断法に関する甲株式会社の保有技術保存資料

アモルファスシリコンのプラズマ化学気相成長とその診断

プラズマ CVD の診断法として CARS

～ 省略

スキニング CARS による中性分子の測定

CARS の原理と特徴

(備考 CVD...化学気相成長法

CARS...コヒーレント反ストークスラマン分光法)

事実実験公正証書の文例 No.8

出典：雑誌「特許」1996年 Vol.49 No.5 14～24頁  
公証人 棚町祥吉著「知的財産の証拠保全と弁理士の役割」

文例の内容：ライバル社の製品（イ号）の立証

(1) A 株式会社からの嘱託の趣旨

A 株式会社においては、ライバルである K 社との特許紛争に備え、K 社がこのほど新製品として発売したミニラボ MC20の外景を詳細に点検した上、試運転して性能をテストし、次いで同機器の内部を詳細に点検し、次いで分解して部品の状況等を明らかにし、その上でこれを組立復元して保管することとしたので、これらの事実につき公正証書を作成されたい。

(2) 事実実験の状況

(一) 公証人が A 株式会社の代理人弁理士甲野太郎を立会人に指定し、立会人と 商事株式会社へ赴き、同所でミニラボ MC20の引渡しを受けた。MC20は、A 株式会社の××事業所に運ばれ、立会人が同社の社員を指揮して MC20の点検作業を開始した。

(二) プリンター部の点検

立会人及び同社の社員らが点検し、公証人がこれを目撃した状況は、次のとおりである( (3)(4)(5)も同じ )  
A 露光方式...3原色 (Y,M,C) 光量変化方式 (カットフィルターレス)

B 使用レンズ...バイフォーカスレンズ,ワンタッチ交換方式

C 光源...ハロゲンランプ完全散光方式

D 測光方式...ネガ直視型

E 制御方式...マイクロコンピュータ制御 (対話式)

F ネガサイズ...DISC,110,126,135...他

G プリントサイズ...ペーパー幅89,95,102,117,120,127,133,153に切替可能送り長さ42.5ミリ～254ミリ

- H ペーパーマスク...フルオートペーパーマスク
- I ペーパー装てん...マガジン方式(明室セットアップ)  
最大巻径 250ミリ(ペーパー長 180m) 外巻専用
- J ペーパー送り...パルスモータードライブ方式
- K ペーパーカッター...オートカッター内蔵
- L カットマーク, オーダーマーク...ホールパンチ式
- M 露光スタート...スキャナー使用時は,ネガの挿入により露光まで自動的に行う。スキャナー未使用時は,デンシティキーにより露光開始
- N カラーコレクション...マイナス4~プラス5キー(1キー当たりの変化率は1~50%までは0.1%単位で変更可能,標準は5.8%)
- O デンシティキー...マイナス8~プラス10キー(1キー当たりの変化率は1~50%まで0.1%単位で変更可能,標準は15%)
- P 枚数焼...999枚まで自由に設定可能
- Q スローブコントロール...アンダー・オーバー独立型
- R ディスプレー...対話式でディスプレイに表示
- S チャンネル...2,529種類の組合せ可能。  
79チャンネル×32種+管理チャンネルサイズ
- (三) スキャナ部(NOVIS)の点検  
点検項目 10項目...省略
- (四) ペーパープロセッサ部の点検  
点検項目 11項目...省略
- (五) フィルムプロセッサ部の点検  
点検項目 11項目...省略
- (六) MC20の性能試験を実施。あらかじめ準備されていた撮影済みの未現像の135-24(24枚どり),135-36(36枚どり)多数が試験に使用された。  
フィルムプロセッサの処理能力は,1時間当たり,135-24で49本,135-36で39本であった。  
上記現像済みのネガを使用して,プリントサイズ82.5ミリ(いわゆるサービスサイズ)を連続プリントしたが,処理能力は1時間当たり1,062枚であった。
- (七) 立会人が社員を指揮してMC20のプリンター部,ペーパープロセッサ部,スキャナー部,フィルムプロセッサ部の分解作業を開始。その状況を逐一ビデオカメラで録画・録音するとともに,写真も撮影した。分解された各部品ごとに詳細に写真を撮影した。
- (八) 次いで,元通りへの組立作業が開始され,その状況もビデオカメラで録画・録音した。
- (九) 再組立終了後,MC20の試運転を行ったが,正常に作動し,現像及びプリントが行われた。

### 事実実験公正証書の文例 No.9

出典:雑誌「パテント」1993年 Vol.46 No.1 31~41頁  
公証人 森林稔著「工業所有権法分野における公証制度の活用(3)」

文例の内容:他社製品の侵害事実を立証するための証拠保全(ソフト技術)

嘱託人甲会社嘱託の趣旨は「嘱託人甲会社は自働台数制御装置の特許権者であるが,乙会社はこれを侵害する製品である「××××」なる制御装置を製造販売しているの,甲会社は乙会社を被告としてその差止並びに損害賠償を求める訴えを既に提起している。右装置は複数台の を統括制御する装置であって,これに右制御の条件と手順を記憶した制御のための頭脳に相当するソフトが組み込まれている。そこで,乙会社の右侵害製品の設置場所である丙会社 工場に出張し 現に稼働中の同装置について,その内部装置のソフトを複製し,その複製物を機能の再現が可能な状態で保管して,証拠を保全したい」というものである。

そこで公証人は,この事実実験による複製物の使用目的をこの裁判の立証に限定する旨嘱託人に釈明させたうえ,ソフト複製の事実実験をなし,右複製物は右目的外使用禁止のため,嘱託人において封印のうえこれを保管させることとし,右封印状況の事実実験も併せ実施した。実際の事実実験は,丙会社 工場において,当該装置内の「.....」という機器に記憶させているソフトを,テープレコーダーにより読み取り,テープに記録(複製)したうえ,当該装置を作動させ,これに併せて右テープレコーダー,別途用意の「.....」を作動させ,それぞれの「.....」に備わっている点滅ランプが同様に点滅するのを確認し,次いで嘱託人が右複製物であるカセットテープ,「.....」等をまとめて箱に入れ封印したことを公証人において確認した。そこで,複製物は嘱託人甲会社において,後日裁判所に検証物として提出するために保管することとなった。後日事実実験公正証書が書証としてこれと共に提出されることは勿論である。

### 事実実験公正証書の文例 No.10

出典:雑誌「パテント」1993年 Vol.46 No.1 31~41頁  
公証人 森林稔著「工業所有権法分野における公証制度の活用(3)」

文例の内容：他社特許とは別異の自社製品であることを立証するための証拠保全（薬品）

A 会社からの事実実験公正証書作成囑託の趣旨は、『抗ビールス剤として世界的に早くから知られている化合物 X がある。世界数カ国でそれぞれ独自の製造方法を開発し X を生産している。日本では A 会社が数年に亘る研究・実験のうえ独自の製造方法を開発し、その製造方法により4年前から X を生産しカプセルに封入調剤し商品名 Y を付して国内での市販を開始した。それに先立つこと数年前から、国内の B 会社が S 国の SX 会社が生産する X を輸入し注射剤・カプセル剤に調剤し商品名 Z を付して市販してきていたが、Z の国内販路は Y の出現により狭められることとなった。そのため S 国 SX 会社は Y の市販を妨げようと、B 会社を無理矢理説得して共同原告となり、A 会社には X の製造方法を独自に開発する能力なく、同社は S 国で開発された製造方法によって X を生産し Y として市販しているとして、A 会社を被告とし、特許権侵害差止並びに損害賠償請求の訴を提起し、A 会社はこれに応訴中である。

A 会社の開発した製造方法は S 国のそれとは使用する原料物質が相違するだけでなく、製造工程そのものにもかなりの相違がある。そこで A 会社は、公証人に同社工場における X の製造工程を終始目撃していただき、同時に、原料物質及び製造過程で使用する各物質、生産された X の一定量をそれぞれ分取しその格納容器に封印していただく。封印された分取物質は然るべき化学者に成分の分析・鑑定を求める。而して公証人作成の事実実験公正証書と鑑定人作成の鑑定書を乙号証として活用することとしたい。』というものであった。（中略）A 会社からの正式の囑託は後日、代理人によってなされることとなったので、A 会社に、その代理人には公証人の現場目撃に立会い X の製造方法、製造工程につき詳細・正確に説明できる者を選任するよう申し入れた。

A 会社の選任した囑託代理人兼立会説明人から事前に X の製造方法等につき詳細な説明を受けるとともに、目撃・事実実験に関し十分な打合わせを行った。生産工程の概要は次のとおりであった。

四種の原料物質を反応器に装入。反応器を密閉して常圧下での加熱攪拌、次いで器内混合液の減圧濃縮。反応器を開いて苛性ソーダ水溶液注入、器内混合液のアルカリ加水分解。ここまでが工程第一日目の作業で、反応器は密閉して第二日目まで放置。工程第二日目以

降は、反応器内の混合液のアルカリ性微調整の上混合液の器内からの逐次取り出し、取り出した混合液の濾過、その濾過液のクロロホルムによる抽出処理、抽出濾液の減圧濃縮、濃縮液の酸性水溶液化、その酸性水溶液のクロロホルムによる抽出処理、抽出処理液の減圧濃縮。この減圧濃縮により X の粗製品出現。この粗製品の減圧乾燥、乾燥粗製品のエチルアルコール溶解、溶解液の熱濾過、熱濾過液の冷蔵冷却。この冷却により濾過液中で X が白色結晶となる。次いでこの白色結晶の分離抽出、抽出した結晶の減圧乾燥を経て X の精製完了。

X の精製完了まで工場生産方式では 10 日前後を要し、しかも右工程中反応混合液の濾過以降の細部の各工程の終了、開始時刻を事前に調整、把握することは殆んど不可能という。つまり 10 日前後の間、連続して A 会社工場の操業時間中は同工場に詰め切りとならねばいけないのである。（中略）A 会社の話では、同社は当初公証人の事実実験のことなど思いもつかず、裁判所に検証を求めたくとも以上のような工程なので裁判所の検証がいつ実現できるかその見とおしが立たず、弱りきっていたところ、裁判所から公証人による事実実験公正証書作成のことを示唆されて、本件の囑託に及ぶにいたったようであった。（中略）10 日前後も工場にしばりつけにならないで、しかも十分に事実実験の効果あげうる方法はないものだろうか。生産工程第二日目に反応器から混合液を取り出してのちはその一部量を実験室に搬入し、爾後の濾過以下の全工程を実験室工程に移せばことたりるのではあるまいか、実験室工程に移れば減圧乾燥工程、あるいは冷蔵冷却工程に入った段階で乾燥機、冷蔵庫に封印することによって公証人の目撃・事実実験の時間を相当大幅に自由な操作ができるであろうし、対象の混合液の量が極少量で足りるから実験室工程の総所要時間も大幅に短縮できる筈と考え、このようにすることで支障がないかどうかを A 会社に検討させ、生産工程第二日目に混合液 1 リットル量を実験室に搬入し以降は実験室での生産工程に入り、これを目撃・事実実験することにきまった。（中略）

本件では、分析鑑定にまわす分取格納の原料物質、添加使用物質以外の物質が生産工程を通じて使用されたことは全くないこと、分取格納された物質が分析鑑定にまわされる前に他の物質とすり代えられるようなことは生じうる余地がないことを、客観的に明確にで

きる方法を講じておくことも大きなポイントである。反応器等、生産工程において使用される機器が作動後はその作動中終始目撃を継続するわけにはいかないのので、これら機器への封印、諸物質を分取し格納した容器への封印を要し、その封印は、A 会社が巧妙に除去し再使用できるような杜撰なやり方であってはならない。そこで、封印用紙に押捺する印鑑の問題、封印の具体的方法の問題となる。(中略)次に本件では、事実実験における写真撮影の必要があるので、現場において公証人の指示にしたがい写真を撮影する者をA会社に準備させた。裁判所をして、事実実験公正証書によるだけでXの生産工程の全容を十分に理解させるために写真の活用は当然のことであるが、本件では特に、各物質を分取格納した容器への封印状況の詳細を写真によっても明瞭ならしめる必要があった。A会社が予定している分析鑑定先は東京法務局の管轄区域外に在るので、A会社から鑑定人への鑑定物件引渡しに私が立会し、先に私が封印した物質そのものが鑑定物件として引渡された旨の事実実験公正証書を別途に作成することができない。そこでA会社顧問弁護士と打合わせ、鑑定人が鑑定書に鑑定資料を記載するに当たり、『事実実験公正証書正本に添付の写真第 葉にみられると同一の封印格納容器に在中の物質』云々と克明に記述させることとした。その故に分取格納容器への封印状況等を綿密にかつ明瞭に写真に撮影することが必要となったのである。(以下略)

この事例では、事実実験の現場で二百数十葉の写真撮影し、その中から89葉を選別して公正証書に引用添付した。

### 事実実験公正証書の文例 No.11

出典：論議公証122号 34～55頁

公証人 古畑恒雄著(京橋公証役場)「事実実験公正証書のすすめ」

文例の内容：確定日付印等確認公正証書

[文例4] 確定日付印等確認公正証書

平成 年 第 号

事実実験公正証書

本公証人は、平成 年 月 日、株式会社代表取締役 の嘱託に基づき、当役場において、弁護士 の立会のもとに、次のとおり事実実験を実施し、本証書を作成する。

第一 事実実験の日時及び場所

一 日時 平成 年 月 日(水)午後 時 分から午後 時 分まで

二 場所 当役場応接室において

第二 嘱託人(供述者)

東京都 区 町 丁目 番号

株式会社

代表取締役

昭和 年 月生

第三 立会人

東京都 区 町 丁目 番号

法律事務所

弁護士

昭和 年 月生

第四 事実実験の目的

本件事実実験の嘱託の目的は、「嘱託人は、自己が代表取締役である前記 株式会社と 商事株式会社との の売買取引状況を記した文書二通の作成者であるが、各文書の作成経緯、記載内容及び公証人による確定日付を受けた事情等について陳述するので、これを私権に関する事実として公正証書上明らかにしておきたい。」というものである。

第五 事実実験の経過について

当職において、嘱託人と面接し、同人から前項記載の各事実について聴取したところ、嘱託人は、「各文書は、私が平成 年 月 日付けで作成したものであり、その内容は、 商事株式会社との取引状況に関しすべて真実を記載したものである。これら文書のうち一通は平成 年 月 日付けで、他の一通は同月 日付けで、いずれも当役場の公証人から確定日付の付与を受けている。したがって、確定日付の日付以前においてこれら文書が成立していることは相違ない。また、記載内容も事実をありのまま記載したものである。」旨陳述した。

そこで、当職は、嘱託人から、平成 年 月 日付け第 号で当職が確定日付を付与した文書及び平成 年 月 日付け第 号で当役場公証人が確定日付を付与した文書の提出を求め、その内容、確定日付を確認したうえ、その写しを本公正証書末尾に添付することとした。

本旨外要件(略)

### 事実実験公正証書の文例 No.12

『平成14年第 号

CD-ROMの製造指示書及び当該製品の封入  
保管に関する事実実験公正証書

本公証人は、2002年1月30日囑託人第一電機株式会社の製造部長青木一郎の次の囑託に基づき次の私権に関する事実について、目撃した事実を録取して本証書を作成する。

囑託の趣旨

囑託人青木一郎は、東京都立川市曙町3丁目5番1号所在の第一電機株式会社の製造部長の地位にある者であるが、同社が、磁気記録製品の製造などを事業目的としているところから、ABCフィルム株式会社（以下「委託会社」という）から、CD-ROMの製造委託を受けて、委託者製品としてCD-ROMを製造し、納品している。

この度、第一電機株式会社は、2001年9月以前に、同社の事業として、同社の有するノウハウを含む発明を実施して、製品「CD-ROM」（型番や製造番号などの特定事項などを記載）を製造して、委託会社に納入したので、第一電機株式会社において、前記CD-ROM自体（物の発明）及び同製品の製造方法（方法の発明）についての発明に関する先使用の事実並びに同製品の販売の事実を、客観的な証拠によって明らかにしておき、後日の「先使用による通常実施権」の主張等に備えるとともに、製造資料などの散逸を防止するため、同社の製造部長である囑託人が、製品「CD-ROM」（前記の特定事項の記載）及びその製造のための製造指示書などを保管用の封袋に収納して保管したいので、収納封緘作業の現場に臨み、その事実を目撃したところによって公正証書を作成されたい。

事実実験の結果

本公証人は、2002年1月30日午後2時15分ころ、東京都立川市柴崎町3丁目9番21号本公証人役場において、第一電機株式会社の製造部長青木一郎及びその補助者として同行した同社技術部社員川野太郎と面接した。

1 囑託人は、本公証人に対して、「第一電機株式会社製造部長」と印刷され、かつ顔写真のある名刺を交付して前記の囑託の趣旨を説明したうえ、本公証人役場において、本公証人の面前に、下記のとおり製品「CD-ROM」（前記の特定事項の記載）及びその製造のための製造指示書など（以下一括して「本件物件」という）を提示した。なお、収納封緘作業については、同社技術部社員川野太郎が補助に当たった。

(1) 製品 CD-ROM（特定事項の記載）

(2) 製造指示書及び履歴書

(3) 工程技術標準書

2 本公証人は、提示された製品及びその製造のための製造指示書等を現物に当たって確認して、製品と製造指示書等との対応関係に誤りのないことを確認した。

3 囑託人は、本公証人の面前において、本件物件のすべてを、持参した封筒に収納したうえ、開封部を糊付けして前記川野太郎とともに、封印した。

4 囑託人は、本公証人に対し、「封印した保管用封筒は、第一電機株式会社の技術部（立川工場）に保管することになる。」旨説明した。

囑託人及び補助者は、同日3時すぎ、収納・封緘作業を終え、右封袋を携えて、本公証人役場を退去した。』

契約公正証書の文例 No.13

『平成14年第 号

ノウ・ハウの使用及び競業回避義務に  
関する契約公正証書

本公証人は、当事者の囑託により、次の法律行為に関する陳述の趣旨を録取し、この証書を作成する。

第1条 有限会社第一塗装社（以下甲という）と山本一郎（以下乙という）とは、甲の開発し、保有する塗布技術及び営業方法に関するノウ・ハウを乙に使用させることならびに競業回避義務について、次のとおりの標記契約を締結した。

第2条 甲は、乙に対し甲の保有する別紙(1)（ノウ・ハウの内容）記載の 技術的情報、 営業方法に関する情報（以下一括して本件ノウ・ハウという）を供与し、乙が、これを使用することを許諾する。

乙は、本件ノウ・ハウを他に漏洩しないように管理する責任を負うものとする。

第3条 乙は、甲に対し本件ノウ・ハウの月額使用料として、2002年3月から2010年6月まで毎月末日限り金32万円（消費税を含む）を、ABC銀行立川支店の甲名義の普通預金口座に振り込んで支払う。

第4条 乙は、甲に対し、乙において別紙(2)記載の顧客または外注先との間で、甲と競業関係に立たないことを約し、同顧客または外注先と塗装請負契約を締結した場合には、違約金として、一件について金50万円を支払う。

第5条 乙は、甲に対し、乙において別紙(2)の「従業員名簿」記載の甲の従業員を雇用しないことを約

し、甲の従業員と雇用契約を締結した場合には、違約金として、従業員1人について金50万円を支払う。

第6条 乙が、甲に対し、乙または乙が経営し、もしくは勤務する会社が、立川市、国立市、昭島市及び府中市において、甲と競業関係に立たないことを約し、同地域において、甲と同種の営業または施工をした場合には、違約金として、一件について金100万円を支払う。

第7条 乙は、本公正証書に定める金銭債務の履行をしないときは、直ちに、強制執行に服する旨陳述した。

別紙(1)ノウ・ハウの内容

技術的情報

防水工事密着工法

別紙(2)顧客・外注先名簿・従業員名簿以下省略』

#### 公正証書作成手続きと主な必要書類

当事者本人が公証役場に出向いて公正証書を作成する場合には、出向いた人が当事者本人であることを証明するために、次のような書類と印鑑が必要です。

1 個人の場合には、印鑑証明書と実印

又は、自動車運転免許証、外国人登録証明書、パスポートなどと認印

2 法人の場合には、法人登記の謄本・抄本などと代表者の印鑑証明書と代表者印

また、遺言公正証書以外の契約公正証書は、当事者本人の代理人が出向いて作成することもできますが、この場合には、

当事者本人の委任状

当事者本人が委任状に押した印鑑の印鑑証明書（法人の場合には、法人登記の謄本・抄本などと代表者の印鑑証明書）

出向いた人が代理人本人であることを証明するための上記1に掲げた書類と印鑑とが必要となります。

代理人は一人で双方の代理はできません。

委任状は白紙委任状ではダメです。

契約の内容を書き公正証書作成の委任をする旨を書くこと。

(契約関係公正証書作成用)

#### 委任状

住所

氏名

私は、上記の者を、代理人として添付の

該当契約書の写しを添付

(「の製法」に係る特許発明の実施権設定契約書)

(意匠権譲渡契約書)など

についての公正証書の作成、並びに強制執行認諾条項の付記の手続をなす一切の権限を委任する。

平成 年 月 日

住所

職業

氏名

印

(事実実験公正証書作成用)

#### 委任状

住所

氏名

私は、上記の者の代理人として、同人に対し、下記現場において行われる「の製造方法」の実施に、公証人の臨場を求め、その実施状況及びこれに関連する事項を目撃して事実実験公正証書を作成するに必要な一切の権限を委任する。

記

実施場所

実施日時

実施の態様

該当する実施態様を書く

平成 年 月 日

住所

職業

氏名

印

(原稿受領 2002.11.13)

#### お詫びと訂正

本記事掲載のpatent2003年6月号誌(冊子版)において、数箇所により参考文献著者「森林 稔」公証人のご氏名が「森村 稔」と誤記されていました。森林様及び関係者の皆様には大変ご迷惑をお掛けいたしました。ここで深くお詫びして訂正させていただきます。

なお、本ファイルでは、この誤記をすべて修正済みです。